

3 監査公表第 8 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、愛知県知事から財政的援助団体等監査の結果（令和 3 年 4 月 13 日 3 監査公表第 5 号）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のように公表する。

令和 3 年 10 月 29 日

愛知県監査委員 前 田 貢
同 川 上 明 彦
同 山 内 和 雄
同 原 よしのぶ
同 渡 辺 昇

対象団体	注意改善を必要とする事項	措 置 の 内 容
公益財団法人愛知公園協会	【指摘事項】 県有財産を使用許可条件に違反して転貸していたもの	法人において、次のとおり対応した。 現行の自動販売機設置契約の契約期間が満了した後は、法人と自動販売機業者との間で自動販売機本体に係るリース契約を締結し、自動販売機本体を自動販売機業者から借り受ける形とするとともに、法人と運営管理業者との間で業務委託契約を締結し、自動販売機の運営管理を委託することとした。